

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、村上市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
村上市民ふれあいセンター	村上市岩船3270番地	大ホール	493.80	令和8年4月1日
		和室・会議室（一）	58.70	
		和室・会議室（二）	58.80	
		研修・会議室（一）	153.40	
		研修・会議室（二）	118.80	